これからの設備投資、
固定資産税の負担を軽くしませんか？

先端設備等導入計画

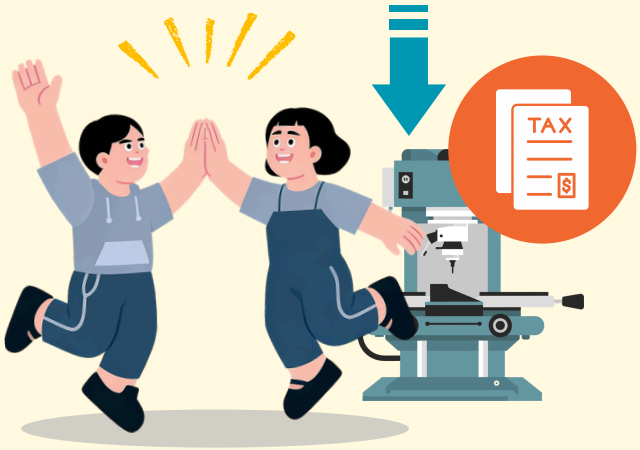
（中小企業等経営強化法）のご案内

3大メリット

1 最大のメリット！ 固定資産税が軽減されます

賃上げ方針を従業員に表明する場合は、新たに取得した設備にかかる固定資産税が以下の通り軽減されます。

※税制支援を受けるためには賃上げ表明が必須です。



賃上げ表明を行い、
賃上げ率 1.5％ 以上の場合
最大 3年間 1/2に軽減

賃上げ表明を行い、
賃上げ率 3％ 以上の場合
最大 5年間 1/4に軽減

2 補助金との併用が可能です

設備投資を伴う補助金（新事業進出・ものづくり商業サービス補助金など）や、法人税軽減のメリットを受けられる「経営力向上計画」との併用もおすすめです。

3 借入が円滑になります

金融機関から借入をする際、信用保証協会の保証枠のうち普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受けられ、借入が円滑になります。

先端設備導入計画とは

中小企業が、設備投資をして生産性を高めるために作る「計画書」のことです。
国の認定を受けることで、税制優遇や金融支援などのメリットを受けられます。

計画に盛り込む内容

- 導入する設備の内容
- 投資のスケジュール
- 労働生産性の向上　など

対象となる設備等

設備の種類	用途又は細目	最低価格
機械装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	全て	30万円以上
建物付属設備	全て（ただし家屋と一体で課税されるものは対象外）	60万円以上

※市区町村が定める導入促進基本計画で異なる場合があります。

申請の流れ

審査
（3～4週間程度）

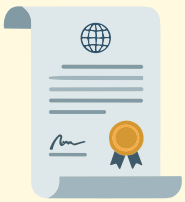
❶ 事前準備・計画策定



❷ 計画の申請
（電子申請又は郵送）



❸ 計画の認定
（市区町村が審査）



❹ 設備の取得



賦課期日（1月1日）

❺ 税務申告



ご注意いただきたい点

- **設備等の取得前に「先端設備等導入計画」の認定を受けることが【必須】です。**
- **導入が決まっている場合は余裕をもってお早めにご検討ください！**

まずはお気軽にご相談ください



with-B
- with-B株式会社 -
〒141-0001 東京都品川区北品川5丁目5-15 大崎ブライトコア 4F SHIP

中小企業診断士　ITコーディネーター
with-B株式会社 代表取締役